

# 令和5年度地域企業デジタル人財育成モデル構築事業業務に係る企画提案募集要項

この要項は、青森県（以下「県」という。）が令和5年度地域企業デジタル人財育成モデル構築事業業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和5年度地域企業デジタル人財育成モデル構築事業業務

## 2 業務の目的

デジタル技術を活用した県内企業の生産性向上を促進するため、外部専門家等と連携しながら自社のデジタル導入を推進する人財を育成するための実践的な研修機会を提供することにより、地域企業のデジタル人財育成モデルを構築する。

また、モデル事例を県内に普及し、デジタル人財の育成を促進する。

## 3 業務の概要

- (1) 地域企業デジタル人財育成研修の実施業務
- (2) モデル事例の普及業務

※詳細は、別添「令和5年度地域企業デジタル人財育成モデル構築事業業務に係る企画提案仕様書」のとおり。

## 4 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）までとする。

## 5 委託料（上限額）

5,881千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）を上限とする。  
実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

## 6 応募資格

青森県内に事業所を有する者であり、応募する時点で次の要件を全て満たす者。

- (1) 同様の事業を企画・実施した実績を有する等、本業務について、十分な業務遂行能力があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

- (4) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

## 7 提案内容

### (1) 事業全体に関する事項

#### ① 事業の実施体制等

本事業に関わる実施方針、業務推進体制等について具体的に提案すること（当事業の管理責任者を配置すること）。

#### ② 事業スケジュール

事業開始から終了までのスケジュールについて提案すること。

### (2) 事業の実施内容に関する事項

#### ① 地域企業デジタル人財育成研修の実施業務について

人財育成のモデル候補となる県内企業の効果的な募集方法、業務プロセスの分析等を踏まえたデジタル化の進め方を習得させる研修会（参加企業の個別状況に応じた助言・実践支援等のコンサルティングを含む）の企画内容及び当日の運営方法等（オンライン開催の場合の運営方法等も含む）について提案すること。

#### ② モデル事例の普及業務について

成果報告会の企画内容、報告会参加者の効果的な募集方法、モデル事例の取組内容や成果等を紹介するための資料作成及び当日の運営方法等（オンライン開催の場合の運営方法等も含む）について提案すること。

## 8 応募方法等

下記の書類を、「14 問い合わせ・応募窓口」あてに直接持参又は郵送すること。

また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

なお、FAXや電子メールでの応募は受け付けないこととする。

### (1) 提出書類

#### ① 参加表明書（様式1）

#### ② 企画提案提出書（様式2及び付表）

#### ③ 企画提案書（様式3）

#### ④ 経費積算書（様式4）

「5 委託料（上限額）」の金額以内で見積もり、積算内訳（単価、数量）がわかるように作成すること。

- ⑤ その他企画提案の内容を説明するために必要な書類
- ⑥ 提案者の概要がわかるもの（会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料）
- ⑦ 法人については登記簿の写し又は履歴事項全部証明書、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- ⑧ 貸借対照表及び損益計算書などの決算書類（直近2事業年度分）の写し
- ⑨ 会計事務に関する規程等（提案者における旅費の支給や物品の購入に関する取扱いが盛り込まれているもの）

(2) 提出期限

- ① **参加表明書：令和5年4月28日（金）17時必着**
- ② **企画提案書等：令和5年5月15日（月）17時必着**

(3) 提出部数

- ① 参加表明書：1部
- ② 企画提案書等：5部（(1)の⑥～⑨は1部で可）

(4) 留意事項

- ① 企画提案は一者につき1提案とすること。
- ② 応募に要する経費は、全て応募者の負担とすること。
- ③ 提出された企画提案書は返却しないこと。
- ④ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とすること。
- ⑤ 提出された書類の内容を変更することはできないこと。
- ⑥ 提出された書類の内容について、必要に応じて関係機関に照会する場合があること。
- ⑦ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となること。
- ⑧ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・A4サイズ）を提出すること。

## 9 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和5年4月28日（金）17時まで

(2) 質問方法

質問は、質問書（様式5）に記入の上、「14 問い合わせ・応募窓口」あて電子メールで提出すること。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないものとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答するほか、県のホームページに掲載するものとする。

ただし、質問内容が質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

## 10 事業実施候補者の選定

### (1) 審査方法

提出された企画提案書等により書面審査を実施し、もっとも優れた企画提案を行った者を委託先候補者とする。なお、審査に当たり、企画提案書等の内容について、補足説明を求める場合がある。

### (2) 選考基準

- ① 実施体制と管理体制
- ② 経費の妥当性
- ③ 「地域企業デジタル人材育成研修の実施業務」の実施内容等
- ④ 「モデル事例の普及業務」の実施内容等
- ⑤ 実施スケジュール
- ⑥ 過去の実績、その他提案内容の実現可能性

## 11 選考結果の通知と委託契約の締結

### (1) 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、全ての提案者に対して文書により通知する。

### (2) 委託契約の締結

- ① 委託契約の締結に当たっては、企画提案書等の内容をもとに、委託先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約により委託契約を締結する。
- ② 地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。
- ③ 本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受託者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属し、県が、県の業務において使用する場合において、受託者の許諾なく自由に使用できる。

## 12 その他留意事項

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。
- (3) 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等を遵守すること。
- (4) 本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合があること。

- (5) 受託者は、事業の実施状況について、適宜県へ報告すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないこと。  
ただし、部分的な業務について、あらかじめ書面により知事の承認を得たときは可能とすること。

### 13 スケジュール（予定）

令和5年4月12日（水）	募集開始
令和5年4月28日（金）	参加表明書提出及び質問受付期限 （17時必着）
令和5年5月15日（月）	企画提案募集締切（17時必着）
令和5年5月中旬～下旬	審査、審査結果の通知 委託契約締結

### 14 問い合わせ・応募窓口

青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループ（県庁南棟4階）

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電 話：017-734-9401

E-mail：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp